

## 序文 - この契約について

委託者（以下、「甲」という）と、受託者株式会社ルーコ(以下、「乙」という)は、甲から乙へ下記業務の委託について次のとおり契約を締結する。

## 第1条 - 本業務の内容

本契約に基づき甲が乙に委託する業務(以下、「本業務」という)は、甲の広告物、Webサイト等のデザイン制作、およびコンサルティング等、乙が提供する一切の業務とする。

## 第2条 - 本業務の仕様等

乙は、別途甲乙協議で都度定める仕様(デザイン、構成、方向性その他)に従って、本業務を遂行する。

2.甲は、乙による本業務の遂行上必要と甲が認めた資料・データ・画像・テキスト原稿その他の情報を乙に提供する。

## 第3条 - 期間

納入期限のある成果物については、別途甲乙協議で都度定めた期間によって行う。ただし、完成期日は両者協議の上、変更できるものとする。

## 第4条 - 成果物の納入

乙は、前条の制作期間終了時に別紙に定める本業務の成果物(以下、「成果物」という)を甲に納入する。

2.乙より成果物の納入を受けた後、甲は速やかに甲乙間で合意した方法で検査を行うこととする。

## 第5条 - 代金(対価)の支払い

甲は、乙に対し、本業務の対価として、甲乙協議で定めた代金を定められた期日までに支払う。

2.万が一、本業務の進行途中で契約を解除する場合、甲、乙いずれかの責任を問わず、本業務に掛かった時間分の代金及び消費税相当額を乙指定の金融機関口座に振込み、清算する。同様に、振込み手数料は甲の負担とする。

## 第6条 - 瑕疵担保

乙は、検収完了後1ヶ月以内に、成果物に瑕疵が発見された場合には、無償でこれを修補するものとする。

## 第7条 - 再委託と債権の譲渡について

乙は、本業務の一部を、第三者に再委託できるものとする。なお、当契約によって乙が甲の承諾を得て第三者に再委託した場合であっても、乙は、当該第三者の行為につき、甲に対し一切の責任を負うものとする。

2.乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約に基づき甲に対して有する債権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

## 第8条 - 秘密保持

乙は、本業務遂行のため甲より開示を受けた技術上または営業上その他業務上の情報(テキスト、写真、画像、データ、プログラムを含むがそれに限られない(以下、「本秘密情報」という))を、甲の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩したり、本業務遂行以外の目的に使用してはならないものとする。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1)秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3)本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2.乙は、善良なる管理者の注意義務をもって当該本秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3.乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に本秘密情報を開示する場合、当該第三者に対して本契約にもとづき自己が負うのと同等の義務を負わせ、これを遵守させるとともに、当該第三者の行為につき一切の責任を負うものとする。

4.乙は、本業務遂行のため本秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員に対してのみ、本秘密情報を開示して使用させるものとし、当該役員および従業員に対して、本契約に基づき自己が負うのと同等の義務を負わせるものとする。

5.乙は、本業務の遂行に合理的に必要な範囲を超えて本秘密情報を複写、複製しないものとする。なお、当該複写、複製物についても本秘密情報として取扱うものとする。

6.乙は、甲から要請があった場合、甲の指示に従い本秘密情報およびその複写、複製物を直ちに甲に返還もしくは廃棄するものとする。

7.本秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条に優先して適用されるものとする。

## 第9条 - 個人情報の取扱い

乙は、本業務の遂行に関連して、甲から甲の保有する個人情報(特定の個人を識別できる情報をいう。以下同じ。)の取扱いを委託された場合、法令および関係官庁のガイドラインに従って当該個人情報の安全管理に必要な措置を講ずるものとし、甲の承諾なく、当該個人情報を第三者に開示・提供してはならない。

2.乙は、前項の個人情報について、本業務を遂行する範囲内でのみ使用し、第三者への開示、複製、改変が必要な場合は、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。

## 第10条 - 著作権等の帰属

本業務におけるデザイン成果物以外のデザインデータ、ソースコード、各種ライブラリの著作権は乙に帰属する。

2.上記以外の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)その他の知的財産権は甲に帰属するものとし、甲は、何らの制限なく、自由にこれらを利用することができる。

3.乙は、甲が要請したときは甲に帰属する前項の著作権その他の知的財産権の移転登録手続きに協力する。但し、登録手続きに要する費用は甲の負担とする。

## 第11条 - 損害賠償

乙は、本業務の遂行にあたり、法令を遵守するとともに、第三者の著作権その他の権利を侵害してはならない。万一、乙による法令違反または第三者の権利侵害により甲が損害を被った場合には、乙は、当該損害を賠償するものとする。

2.同様に、甲による法令違反または第三者の権利侵害により乙が損害を被った場合には、甲は、当該損害を賠償するものとする。

## 第12条 - 本契約の解除

1.甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告その他の手続きを要しないで、乙に対する損害賠償の責を負うことなく、本契約を解除することが出来る。

- (1)乙が、本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合
- (2)乙が、営業停止、破産、支払不能、事業継続不可能となった場合
- (3)乙が、本契約に定める事項の履行を怠りまたは違反し、甲の書面による要求・催告にも拘わらず、その状態を30日間以上継続させた場合

2.前項による解除は、甲が被った損害につき乙に損害賠償を請求することを妨げない。

3.同様に、乙は、甲が次の各号の一に該当するときは、催告その他の手続きを要しないで、甲に対する損害賠償の責を負うことなく、本契約を解除することが出来る。

- (1)甲が、本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合
- (2)甲が、営業停止、破産、支払不能、事業継続不可能となった場合
- (3)甲が、本契約に定める事項の履行を怠りまたは違反し、甲の書面による要求・催告にも拘わらず、その状態を30日間以上継続させた場合

4.前項による解除は、乙が被った損害につき甲に損害賠償を請求することを妨げない。

## 第13条 - 残存条項

本契約が前条の解除により終了した後に於いても、第8条、第9条、第10条、第11条、第14条の規定はなお有効に存続するものとする。

## 第14条 - 合意管轄

甲および乙は、本契約に関し甲乙間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所もしくは名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに同意する。

## 第15条 - 協議事項

本契約に定めのない事項について、また本契約に定めている事項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意を以って別途協議のうえ解決するものとする。

## 署名事項 - 本契約の成立

本契約が有効に成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙が各1通を所持する。